FTA の特恵マージンについて

石川 幸一 Koichi Ishikawa 亜細亜大学アジア研究所 教授 (財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・FTA の利用率はFTA により様々である。利用されないFTA の場合、その理由は①制度的にFTA が利用できない、②FTA 利用コストが高い、 ③特恵マージンが小さい、の3 つに大きく分けられる。
- ・FTA が利用される特恵マージンは取引の状況により異なるが、5%以上 と推測される。

MFN 税率は低下傾向にあり、特恵マージンは減少する傾向にある。

・AFTA の場合、自動車の特恵マージンが共通して大きい。他には、国、 品目により異なるが、食品、化学、卑金属、衣類などが特恵マージンが 大きい。

1. FTA が利用されない理由は何か

FTA の利用率については小論を本 誌に掲載しているⁱ。FTA の効果に ついてはモデルを使ったシミュレー ションが数多く行われている。こう した試算は、FTAが出来れば使用されるということが前提になっている。 一方で FTA が使われないとの報道が行われている。FTA が企業によって利用されなければ貿易に FTA に起因する変化が生じないのだから期待された効果も生じない。しかし、東アジア各国の FTA には企業が活 用しているものもある。たとえば、 タイと豪州のFTA、タイとインドの FTA(アーリーハーベスト)は利用 率が極めて高い。FTA の利用状況は FTA により様々である。これが小論 の趣旨だった。

前論と一部重複するが、FTA が利 用されないとすればその理由は何か、 整理してみよう。FTA が利用されな い理由は次のようなものが考えられ る。まず、①MFN 関税が撤廃あるい は極めて低率となっており FTA を 利用する必要がない。たとえば、半 導体など IT 関連機器・部品は WTO の情報技術協定(ITA)により関税 が撤廃されている品目が多い。② FTA の特恵税率より MFN 税率が低 い逆転現象が一部の FTA では起き ている。③例外品目が多く制度的に FTA を使えない。ASEAN と中国の FTA では、カラーテレビや自動車な どをはじめ多くの重要な工業品がセ ンシティブ品目となっている。④投 資恩典や一般特恵関税制度(GSP) などにより無税輸入が出来る場合は FTA を使う必要がない。⑤原産地規 則を満たすことが出来ないため FTA を使えない。⑥第3国経由で輸出す

る場合は利用を認めない FTA がある。たとえば、ASEAN 中国 FTA は第3国経由の輸送での FTA の利用を認めていない。⑥原産地証明書を取得するコストが FTA を利用する利益を上回っている場合も FTA を使うことはないだろう。⑦緊急出荷などの場合原産地証明が取得できない。

原産地証明書を取得するコストは 取得のための手数料だけでない。多 数の部品メーカーから部品を調達し ている場合は手数料だけでなく時間 と労力が大きくなる。ただし、一度 取得すれば一定期間は有効なためケ ースバイケースとなり一般化するの は難しい。

2. 重要な特恵マージン

上記の要因は、①制度的に FTA が利用できない、②FTA 利用コストが高い、③特恵マージンが小さい(ない)、に大きく分けられる。ここでは、③の特恵マージンについて考えてみたい。

FTA の特恵税率と一般税率 (MFN 税率) との間にどの程度の差 (特恵マージン) があれば、FTA は利用さ

れるのであろうか。 Manchin and Pelkmans-Balaoing (2006) によると、 特恵税率が MFN 税率より 25 パーセ ント低くないと貿易を刺激する効果 がないとしている "。 25 パーセント は25パーセントポイントとすると、 やや大きいと思われる。しかし、日 系企業によるとマージンがこれより も小さくても同一品目で貿易額が大 きければ FTA を使用するとしてい る。特恵マージンが共通して大きい 品目は自動車であり、特に乗用車で ある (表 1)。タイからインドネシア への輸出では、ASEAN の FTA であ る AFTA を利用した輸出比率が 2006 年には 50.7%となっている^{III}。自動 車(部品を含む)の輸出でAFTAが 使われているのは確かだが、自動車 の輸出比率は18%程度であり、3割 近くはその他の品目である。その他 の品目のマージンは概ね 10-15% であり、25%には達していない。従 って、特恵マージンが25%以下の品 目でも FTA を使った輸出が行われ ていると推測される。

日系企業の意見などを総合すると 品目とケースにより異なるがマージ ンは 5%以上が目安になるのではないだろうか。

東アジア各国の一般税率 (MFN 税 率)は、貿易自由化の進展により全 体として低下傾向にある。ASEAN 各国の MFN 税率も一部品目を除き 低下しつつあり、MFN 税率と AFTA の特恵税率である CEPT (共通効果 特恵関税)税率の差は縮小しつつあ る。AFTA の利用率は、大半の品目 の CEPT 税率が 0-5%への削減が実 現した 2002 年、2003 年頃から高ま っている。今では、優先統合分野で は CEPT 税率は撤廃されつつある。 しかし、一方で MFN 税率が削減さ れつつあり、AFTA は、利用される 品目と利用されなくなる品目および 利用される国(輸出先国)と利用さ れない国が分かれてくるだろう。利 用されない国の典型はシンガポール である。

3. ASEAN 主要国の特恵マージン

2007年のASEAN 各国のマージンをみると、ASEAN6では多くの品目でマージンが極めて小さくなっている^{iv}。シンガポールは、HS8 桁でビ

表 1	ASEAN 主要国	の乗用車の	MFN 最高税率

国	MFN 税率(%)
インドネシア	完成車 60%、CKD20-25%
マレーシア	完成車 30%、CKD20%
フィリピン	30%
シンガポール	0%
タイ	80%
ベトナム	完成車 100%、CKD25%、中古車 150%

- (注) 車種によりこれより低い税率となっているものがある。
- (出所) ASEAN 事務局 CEPT パッケージ 2007

表 2 ASEAN 主要国の高関税品目

国名	品目
インドネシア	自動車、2輪車
マレーシア	熱帯果実、タイル、板ガラス、圧延鋼板、鉄パイ プ、乗用車(完成車)
フィリピン	米、糖類、肉・魚の調製品、
タイ	野菜(じゃがいも、たまねぎ、にんにく) 男子用・女子用のスーツ・ズボンなど、乗用車、2 輪車
ベトナム	調整した肉類、甲殻類、チョコレート、ベーカリー製品、野菜調製品、化学品、衣類、履物・帽子など、車両用エンジン、エアコン、家電製品、自動車、2輪車

- (注) 同一品目でも細分類では税率は違っており、全体として高税率の品目が多いことを示している。
- (出所)表1と同じ。

ール 2 品目とサムスー (漢方薬酒) 4 品目の合計 6 品目が従量税を課されており、それ以外の品目の MFN 税率は無税である (シンガポールは 2006年)。

その他の国でも MFN 税率がゼロとなっている品目も少なくないし、5%前後の品目はかなり多く、マージンは0%から10%程度の品目が多い。マージンが共通して大きいのは輸送機械である。国によって違うが MFN 税率が高いのは農産物と食品、化学、卑金属・同製品、陶磁製品、衣類である。また、家庭用の製品(卑金属、プラスチック、陶磁製品など)はMFN 税率が大きい国が多い。タイは従量税と併用し高い税率が適用される品目が多く、関税割当品目も多い。ベトナムは全体に MFN 税率の高い品目の範囲が広い。

(1) インドネシア

インドネシアは、全体として MFN 税率は 0%から 15%の間であり、0% 品目も多い。CEPT 税率は 0%あるい は 5%である。 農産品では蘭の切花 など 2 品目の MFN 税率が 25%であ るが、他の品目は 0%から 15%の間 である。アルコール飲料の MFN 税率が 40%あるいは 150%と高いが CEPT では一般除外品目となっているため AFTA の対象とならない。その他の食品は、MFN 税率が 5%か10%、CEPT 税率は5%である。衣類は MFN 税率が15%、CEPT 税率が0%あるいは5%であり、マージンは10-15%である。卑金属・同製品は、MFN 税率が12.5%、15%、20%の品目が多く、CEPT 税率は0%あるいは5%である。

一般機械は、MFN 税率が 0%の品目が多く、有税品目は 5%、7.5%、10%、15%の税率である。CEPT 税率は 0%あるいは 5%であり MFN 税率が高い場合は CEPT 税率は 5%であるため、マージンは 0-10%である。電気機械は MFN 税率が 0%、5%、10%、15%であり、CEPT 税率は 0%か5%のためマージンは 0%、5%、10%となる。

自動車の MFN 税率は一部に 5% と 10%の品目があるが、他の品目は 20%、30%、40%、45%、50%、60% と高い水準である。CEPT 税率は大 半が 5%であり、0%品目もあるため、マージンは最大で 55%と極めて大

きくなる。同一車種でも CKD は税率が 20%から 25%と低く、完成車は高くなっている。部品は MFN 税率が 15%、CEPT 税率が 5%である。2輪車は排気量が大きな車種の完成品は MFN 税率が 50%と高いが、CKDは 20%が多い。部品の MFN 税率は5%、10%、15%である。

(2) マレーシア

マレーシアの MFN 関税は 0%あるいは 5%が多く全般に低いが、化学、プラスチック、ゴム製品、鉄鋼、一般機械、輸送機械などに 30%の品目がかなり多い。また、陶磁製品とガラスに MFN 税率 60%、鉄鋼、輸送機械には 50%の品目が残っている。 CEPT 税率は大半が 0%でありMFN 税率が 20%、30%など高い場合は 5%が多い。

動物・同製品、植物・同製品は大 半が 0%であるが、熱帯果実は従量 税となっており、CEPT 税率も 100% (バナナ)、70% (パイナップル)な ど高い。米は MFN 税率、CEPT 税率 とも 40%である。食品は大半が MFN 関税 0%であり、肉の調製品など一 部、15%と 20%となっている。アル コール飲料は従量税である。

化学品は、無機化学品と有機化学品を初め大半が MFN 税率 0%だが、 火薬類などは 50%が多い。プラスチックは、一次製品の MFN 税率は 0% が多いが、棒、管、敷物、板、包装 用品、食卓用品、建築用品など 2 次 製品の MFN 税率は 20%、25%、30% となっている。

ゴムの MFN 税率は、天然ゴムは 0%だが、合成ゴムは 25%、あるいは 30%が多く、ホース、ベルト、タイヤなどゴム製品は 30%となっている。

繊維は 0%が多く、特殊織物や繊維製品は10%、15%、20%の品目も多い。衣類は15%と20%が大半である。陶磁製品(食器、浴槽など)は30%だが、タイルは60%であり、板ガラスも60%となっている。卑金属・同製品はMFN税率0%の品目が多いが、圧延鋼板は大半が50%である。形材、管など鉄鋼製品は30%の品目が多いがパイプは50%である。その他の卑金属・同製品では、アルミ製品が25%あるいは30%となっている。

一般機械は MFN 税率 0%あるい

は 5%の品目が多いが、冷蔵庫、エンジン、エアコン、ポンプ、収穫機、アイロンは 30%の品目が含まれている。工作機械は 0%である。電気機械は 0%、5%が多いが、15%、20%の品目も比較的多い。 MFN 税率が30%の品目は、家庭用電気機器、電熱機器、ビデオ及び部品および記録用媒体などの一部、電球の一部、電線の一部である。自動車は、CKDが0%あるいは 20%、CBU(完成車)は30%が原則である。

乗用車(完成車)の一部品目は60%となっている。部品の MFN 税率は5%である。2輪車は、CKD が5%あるいは10%、CBU が30%が基本であり、小型(排気量50cc以下)は MFN 税率が50%である。光学機器は一部に20%、25%の品目があるが、大半は0%である。雑製品は、ゴムを使用した製品の MFN 税率が20%、25%となっているが、残りは0%あるいは5%が多い。

マージンは、MFN 税率 50%品目が 45%、30%の品目の場合、25%あるいは 30%と比較的大きい。MFN 税率が 15%、20%の品目もかなり残っており、10%から 20%のマージン

となる。

(3) フィリピン

フィリピンは、全体として MFN 関税率は低く、0%、1%、3%、5% など10%までの間が多く、米(もみ) など農水産品、糖類など食品の一部 と輸送機械を除いて最高税率 15% が大半となっている。動物・同、製 品、植物・同製品の MFN 関税率は 5%以下が多いが、30%、35%、40% の品目も比較的多く、50%の品目も ある。CEPT 税率は 0%、5% もある が、MFN 税率が高い品目は同様に高 いものが多い。ただし、毎年低下し 2010年には5%に削減されることに なっている。食品は MFN 税率が 10%、15%で CEPT 税率が 5%の品 目が多いが、肉、魚の調製品は MFN 関税率が40%、50%が多い。

化学、木材、パルプ・紙製品、繊維・衣類は MFN 税率が 1%、3%、5% など 10%以下品目が大半だが、一部に 15%の品目がある。 CEPT 税率は 5%が大半である。 卑金属・同製品もほとんどの品目が MFN 税率 1%、3%、7%、10%となっており、CEPT 税率も 0%あるいは 3%と低くなっ

ている。一般機械は、エアコンの 15%を除き、他の品目は MFN 税率 が 0%、1%、3%、5%、10%であり、 特に ICT 機器は 0%、1%、3%と低 くなっている。CEPT 税率は0%ある いは 5%である。電気機械は大半が MFN 税率は同様に低く一部の品目 が15%だが、スターター、自動車用 照明機器など自動車用の電気機器が **20**%あるいは **30**%となっている。 CEPT 税率は 5% が多く、一部 3% あ るいは 0%である。輸送機器は、一 部に低い品目があるが全体に MFN 税率 30%の品目が多い。CEPT 税率 は 5%以下である。光学機器などの MFN 税率は 1%、3%、5%と低く、 CEPT 税率は 0%である。雑品は、 MFN 税率 15%、CEPT 税率 0%であ る。

マージンは、輸送機械の一部製品が 25%で最も大きく、他の品目では大きなもので 10%である。動植物や食品は、MFN 税率が高い場合はCEPT 税率が高く、マージンは小さい。ただし、CEPT 税率は 2010 年には 5%に削減されるため高い MFN税率が維持されればマージンは大きくなる。

(4)タイ

タイの MFN 関税は、比較的高い 税率が残存しており、従量税と従価 税を併用し高い方が適用になる品目 が非常に多い。MFN 税率が高いのは、 農水産品と食品、衣類、自動車であ る。タリフピークは自動車の 80%で ある。CEPT 関税は 0%あるいは 5% である。自動車など MFN 関税率の 高い品目は 5%が多い。

動物・同製品、植物・同製品は、生きた動物の一部が 0%、砂糖が 1%だが、全体に 30%の品目が多く、40%、50%の品目もあり一部は 60%である。従量税と併用し高い方が適用なる品目が非常に多い。野菜ではじゃがいも、たまねぎ、にんにくが60%と従量税を併用し関税割当品目となっている。米は従量税かつ関税割当である。食品も 30%、40%の従価税と従量税併用品目が多い。アルコール飲料の一部は 60%である。油脂は 10%あるいは 27%であり、大半は従量税併用である。

化学は、有機化学品、無機化学品 の MFN 関税率は大半が 1%、肥料、 各種化学工業品の大半は 5%だが、 他の品目は 5%、10%が多く、一部 に20%もある。精油・化粧品は20%、40%の品目があり、従量税と併用品目が多い。プラスチックは5%あるいは20%で従量税と併用である。ゴムは1%と5%が多いが一部品目は10%、20%である。革製品は40%、木材・同製品は5%が多いが、木製建具は30%である。紙・紙製品は,MFN税率5%あるいは10%であるが従量税と併用である。

繊維は、織物は1%と5%が多いが、 衣類は30%であり、男子用および女子用のスーツ、ズボンなどは大半が60%である。繊維は、床用敷物など従量税が併用されている品目がある。 履物、帽子などは30%の品目が多い。 卑金属・同製品は、鉄鋼の多くの品目、鉛、亜鉛など1%と5%の品目が多いが、圧延鋼板や銅、ニッケル、アルミなどの金属製品では5%以外に10%、一部は20%の品目がある。 工具、刃物、各種製品のMFN税率は10%と20%である。

一般機械は、コンピューター関連 機器と部品が 0%であり、全体に 1% と 5%、一部は 10%となっているが、 ファン、エアコン、冷蔵庫、洗濯機 は 30%である。電気機械は、電話機、 コンデンサー、抵抗器、半導体、集積回路が0%であり、他は10%が多い。最高税率は30%であり、掃除機、マイクロフォン、カセットデッキなどである。一般機械、電気機械とも家庭用の電気製品は30%の税率となっている。輸送機械では、自動車に高いMFN税率が課されており、乗用車とバスの一部は80%、トラックは40%となっている。部品は20%から40%が大半である。2輪車は60%、部品は10%が多い。光学機器などは、大半が1%から10%であり、一部が20%である。

(5) ベトナム

ベトナムの MFN 関税率は、全体に高い品目が多い。一方で CEPT 税率は 5%が多く一部は 0%もあり、マージンは ASEAN6 に比べはるかに大きい。動物・同製品、植物・同製品、食品の MFN 税率は、一部に 30%、40%、50%の品目があるが、0%から10%が多い。50%の品目は、調整した肉類、甲殻類、チョコレート、ベーカリー製品、野菜調製品などである。CEPT 税率は 0%あるいは 5%である。

化学品は、有機化学、無機化学などは 0%から 5%であるが、30%から50%の MFN 関税率の品目も多い。 繊維は MFN 税率 20%から 40%の品目が多く、衣類は大半が50%である。 CEPT 税率は 5%である。履物、帽子、傘の MFN 税率は 20%から50%である。卑金属・同製品は鉄鋼の多くが0%から10%だが、30%、40%の品目も多い。自転車、オートバイ用のチェーンは 50%である。

一般機械は、0%、3%、5%など低率の品目が多いが、車両用エンジンの MFN 税率は 100%と極めて高く、ディーゼルエンジンは 30%、40%である。エアコンは大半が 50%である。洗濯機とミシンも大半が 50%である。電気機械は MFN 税率 30%の品目が多いが、電池、掃除機、カセットデッキなど、ビデオ、カラーテレビなどは 50%が多い。輸送機械は全体として CBU (完成車) は 100%、CKD は 25%など低くしている。中古乗用車は MFN 税率、CEP 税率とも 150%である。完成車の CEPT 税率は 2008 年までは 100%となってい

るが CKD は 5%である。自動車部品は MFN 税率が 30%、CEPT 税率が 5%である。2 輪車の MFN 税率は 100%、CEPT 税率は 100%と 5%の 2 つである。2 輪車の部品は 0%と 50% である。

マージンは、MFN 税率が 50%の 品目では最大 45%となるなど全体 に大きい。自動車、2 輪車の完成車 は CEPT 税率も 100%でありマージ ンは 0%だが、CKD では 20%となる 品目が多い。

注

- i 「季刊国際貿易と投資」69号 2007年8 月
 - ii Loreli C. de Dios, Non-tariff Barriers to Trade in the ASEAN Priority Goods Sectors, In Denisi Hew eds. Brick by Brick, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 2007, p98
 - iii 助川成也「タイの機械産業と AFTA の影響」(機械振興協会経済研究所『ASEAN の FTA 進展がもたらす貿易拡大の評価』2008年3月) 109頁。
- iv http://www.aseansec.org/20937.htm